



古墳の底の部分が発見され、岩と岩のあいだから装身具が出土した

## 丸塚で7番目の古墳跡を発見

### 土器の破片や装身具も出土

町教育委員会では毎年夏に町内の遺跡の発掘調査を行っています。たに古墳の跡を発見しました。これは昨年の第六号古墳の調査で新

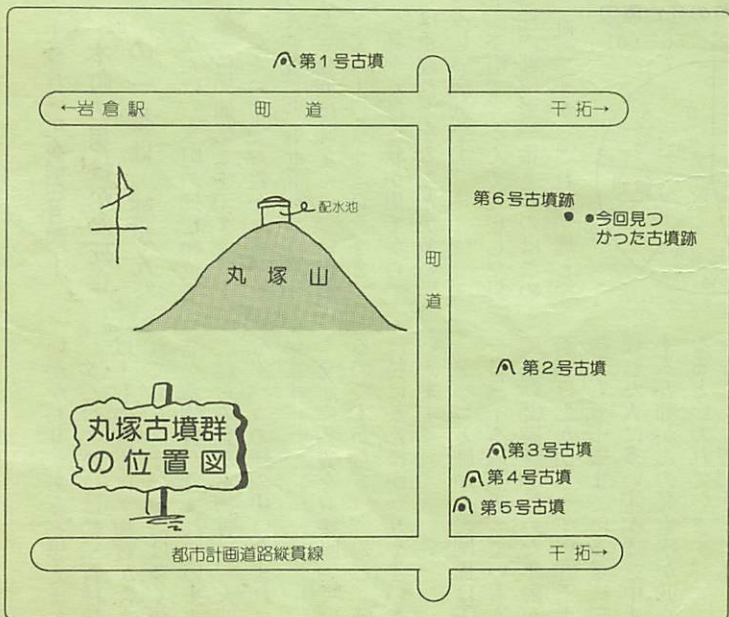
発見に続くもので、これまで丸塚山の東側で見つけています。これらを総称して「丸塚古墳群」と呼んでいますが、古墳時代の後期、六七世紀の間に築かれたものであろうとされています。

今回発見された古墳は、花崗岩で遺体を安置する石室を築き、その上に土を盛る「横穴式古墳」で、他の六基の古墳と同じ様式。

農地をつくるために開墾されたため、盛土部分は破壊されていましたが、底にあたる部分が残っており、そこから土器の破片などと一緒に銀メッキした耳飾りや水晶、メノウなどの装身具が出土しました。

町内の遺跡発掘調査を十年ぐらい担当されている堀田中学校・富士塾勇教頭の話では、「今回見つかった古墳の跡は、いま阿知須に住んでいる人たち先祖の墓かもしれませぬ。海岸に近い場所で見つかったことなどから、葬られた人は製塩を営んでいた集団の長ではないかと思えます」とのこと。

また、古墳跡に隣接した土地に古墳時代よりもずっと昔の住居跡も見つかりました。なお、今回の調査結果は町教委が来春までに「報告書」としてまとめる予定です。



# 町が肺結核、肺がん検診を実施

## 8月31日から9月4日までの5日間

### 内容はレントゲン撮影とタン検査

町では町民のみなさんを肺結核や肺がんから守るための検診を八月三十一日から九月四日までの五日間、町内二十六会場で行います。

検診の内容は胸部のレントゲン撮影とタン検査です。レントゲン撮影はレントゲン車が会場を巡回します。

タン検査は今年から始める新しい検査です。タバコの吸い過ぎなどが大きな原因といわれる太い気管支にできる「肺門型がん」はレントゲン撮影だけではわかりにくいので、タンの中の細胞を調べる方法です。

早期の肺がんはタンで発見

町民のみなさん、肺がん検診は、一番よい方法だといわれています。

会場では左表のタン検査に該当する人に、簡単な問診のあとタンを入れる容器をお渡しします。朝、起きたときのタンを三分貯めて、町保健衛生課へお持ちください。

区長から配布された受診券を持って、お近くの会場で受けてください。

### 検診の日程

- 八月三十一日(月)
  - 源河 源河公民館前 9:00
  - 野口 古川商店前 9:50
  - 河内 北方八幡宮前 11:10
  - 浜表 浜表公民館前 13:10
- 九月三日(木)
  - 南祝 中尾元治宅前 9:00
  - 小南 小古郷公民館前 10:00
  - 沖の原 沖の原公民館前 11:10
  - 縄南 辻岡幸俊宅前 13:10
  - 砂三 砂郷公民館前 14:20
- 九月四日(金)
  - 築地 東条公民館前 9:00
  - 浜 浜公民館前 10:30
  - 砂三 浜崎敦二宅前 13:10
  - 飛石 勤労者体育センター前 14:20

### レントゲン撮影とタン検査の概要

該当者	料 金
胸部レントゲン撮影 15歳以上の人(ただし、妊婦、学校・職場で受けている人及び、6か月以内に胸部レントゲンを受けた人は除きます)	無 料
痰(タン)検査 上記レントゲン撮影を受けた人のうち40歳以上の男女で次のいずれかに該当する人 (1)最近、咳・痰がよく出る人 (2)この半年間に血のにじんだ痰が出た人 (3)50歳以上で喫煙指数が600以上の人 (1日に吸う本数×吸った年数)	自己負担 400円 (ただし、70歳以上の人、生活保護世帯及び町県民税非課税世帯と、痰(タン)のとれなかった人は無料です。)

### 結果は、三週間後に

レントゲン撮影とタン検査の結果は約三週間後にわかります。本人への通知は、レントゲン撮影は「精密検査が必要」な人のみで、タン検査は受検者全員に行います。

「精密検査が必要」とされた人は、必ず精密検査を受けてください。

### 9月はがん制圧月間 本町の男性がんと死亡の一番は「肺がん」

がんは、本町の死亡順位で第一位の病気です。(グラフ1)がんの中でも胃がんと肺がんの死亡割合が高いようですが、今回は肺がんについて調べてみましょう。(グラフ2)

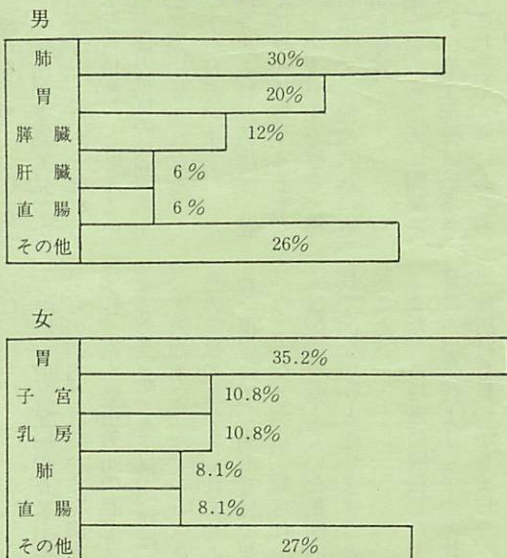
肺がんは症状が出てからでは手遅れとなることが多い恐ろしい病気です。本町で、がんで死亡した男性の部位で一番多いのはこの「肺」ですが、これは喫煙と深い関係があります。タバコと肺がんの関係は①一日三十本以上吸っている人に多い②喫煙を始めた年齢が若いほどかかりやすい③三十三歳から五十歳までに多量に喫煙した人に多い④喫煙を中止すると肺がんの発生率が低くなるといわれています。

グラフ1 本町の死亡原因 (S. 56~60)



グラフ2

本町のがん死亡部位 (S. 56~60)



九月は「がん制圧月間」です。喫煙する人は、タバコの害についてよく考えてみてください。

# 国保がよい

## 国保税はきちんと納めましょう

国民健康保険税(国保)はきちんと納めておきましょう。毎月納めることになってるので、一か月でも滞るとあとが納めにくくなります。滞納がふえると、罰則として国から町への支出金が減ります。減った分は国保の保険税の引き上げにつながり、被保険者にとってはますます厳しさが加わります。

それに、保険税を長期滞納している世帯には「健康保険証」の返還を求められ、代り

### 今年の成人者は102人

阿知須町主催の成人式は八月十五日に町公民館で行われました。

ことしの成人者は次のとおりです。

(敬称略)

村田浩、塩部努(小東) 縄本昭子、金重由美(小西) 古浜徹、上野覚、川西均、古浜幸恵、長谷健一、小林祐(小南) 御堂昭彦、井本忍、原田義勝(前山) 広重昌信、部坂佳珠、山本まみ子(北祝) 池

田千恵、塩谷敏子、金子修、坂野健治(南祝) 縄吉敏樹、池本保博(東) 中井和江(縄南) 三浦公志郎、香川美広、江口由彦、須崎雅子、池田浩司(縄北) 郡直美、杉谷一美(中村) 坂田まゆみ、古谷信二、磯中理加(西条) 池田早苗、若崎博子、中本慶治(寺河内) 浜村浩、石川博、藤永美紀、正司和佳子、磯部誠、森重圭子(浜) 磯中まゆみ、中谷純子、村田淳、部坂順治、田村有樹子(砂一) 西村均、松谷和海、原田正博、西村典

子、池田秀明、明德憲枝(砂二) 網田孝宏、小川隆広、金満都子、西村有里、宮部千恵子、藤村賢志、太田陽子、西村保枝、小川哲央、古村美香、西田睦美、小西基(砂三) 江本博行、徳永哲浩(飛石) 向山宏(沖の原) 田辺弘明(岩西) 大呑潤世(岩前) 上野春代(岩辻) 原田洋子、上野智子(岩上) 武永康子、阿川和江(日東) 縄田信二、村重恵美(旦西) 北野紀子、重村真理子(旦北) 藤井輝昭、伊藤優子、藤井裕英、藤井昌英(門

松) 吉村弘美(岡) 古川清美、本永栄子、木村和夫、中村孝(浜表) 渡辺裕晃、弘中誠一、大林英二(赤迫) 西村新一(井関) 重永ユリ、藤井康成(野口) 桜井京子(杖川) 江本亜子(河内) 山辺忠(源河) 国重加代子、村田由美(向井関) 釈野満枝、柳井貴代美、中原弘子(引野)

以上

なお昨年の本町の成人者数は八十三人でした。

に「被保険者資格証明書」が渡されます。もし、病気になるたり、けがをしたときはこの証明書によって受けることになっていきます。この場合、診療費の全額を自分で払い、後日、申請をして国保会計から規定の額だけ払い戻しを受けることになっていきます。

この扱いは、滞納している保険税を完納するか、著しくその額が少なくなるまで続きません。また、滞納世帯の世帯主には高額療養費や葬祭費等が適用されないこともありま



すので国保税はきちんと納めておきましょう。

所得、資産など合算  
最高限度額は39万円

国保税の課税額を定める基となるのは、本町の場合①所得②資産③均等割④平等割の四つを合算したものです。

「所得」は地方税法に定める総所得および山林所得の合計額に百分の八・五を乗じた額。「資産」はその年度の国定資産税(土地、家屋の部分のみ)の百分の四十五を乗じた額。「均等割」は被保険者

一人当たり一万七千四百円。「平等割」は一世帯につき一万三千八百円。

ただし、その合算額が三十九万円を超えても、その世帯員全員で三十九万円納めればよいことになっていきます。

交通事故の診療は  
事前に届け出を

交通事故、その他、他人によってけがをさせられ、国民健康保険で診療を受けようとする場合は、必ず事前に町保健衛生課へ届け出て承認を受けてください。

また、示談のときもその内容をよく確認しておかないと保険で診療費を払えないこともあります。これも担当へ届け出て、あとからいざこざの起きないようにしておきましょう。

### 63年4月1日採用分

試験職種	受験資格	採用予定人員
一般事務職員	昭和38年4月2日以降に生まれた人。ただし大学卒(短大を除く)または来年3月卒業見込みの人	2人
調理員	昭和40年4月2日以降に生まれた人。調理員を2年以上経験し高校卒業以上の学力を有する人	1人

○受付期間 9月21日(月)~10月9日(金) (郵便での請求は受け付けません)

○第1次試験 11月8日(日)

○第2次試験 第1次試験合格通知のときに連絡

○採用時期 昭和63年4月1日

○申し込み、問い合わせ先 町役場総務課町民相談係 電話4111 有線2116

### 町職員を募集

62年10月採用  
63年4月採用

町では町職員を次のとおり募集しています。

▽受付期間 八月二十四日(月)~九月五日(土)

▽試験職種 一般事務職員で次の受験資格に該当する者に限る。

▽受験資格 昭和三十五年四月二日以降に生まれた人で、土地改良の業務に二年以上従事した者

▽採用予定人員 一名

▽採用時期 昭和六十二年十月一日

▽第一次試験 九月十三日(日)

▽第二次試験 第一次試験合格通知のときに連絡

▽申し込み、問い合わせ先 町役場総務課町民相談係

# お知らせ



## 基本健康診査を実施

### 九月一日～三十日 四十歳以上が対象

老人保健法による健康診査が次のとおり実施されます。この機会にぜひ診査を受けて、自分の健康管理の目安として活用してください。

▽期間 九月一日～三十日  
▽対象 四十歳以上。ただし現在病氣加療中の人や健康診査を行っている事業所の勤務者は除きます。

▽受診者留意事項 診査を受けるときは受診券(区長から対象者に配布)と自己負担金千円を医療機関の受付に出してください。ただし、七十歳以上の人は負担金はいりません。

他の検査や発見された病気の治療を行った費用は、各自の負担となりますので健康保険証を、七十歳以上の人は健康手帳と医療受給者証も忘れずに。

▽診査項目 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、心電図検査、眼底検査、総コレステロール検査、貧血検査、肝機能検査、血糖検査  
▽問い合わせ 受診票が来ないなどについては、町保健衛生課(☎二二二二)へ

和裁・棒針の受講者を募集しています

山口県東部婦人就業センターでは和裁(中級)および内職編物(棒針)技術講習会の受講者を募集しています。

### 和裁

▽期日 九月八日から十一月二十四日の内、二十一日間  
▽場所 山口和裁専門学校(山口市)  
▽講習内容 袷着、袷羽織、ホームコートが縫える程度  
▽対象者 就業に役立てようとする婦人  
▽定員 十五名

### 棒針

▽期日 九月二十四日から十月

### 婦人問題講座

9月3日

婦人問題研究講座(第二回)が次のとおり開かれます。  
▽日時 九月三日(木)午後

一時半～三時半  
▽場所 町公民館二階大会議室  
▽講師 磯野有秀氏(山口女子大学文学部教授)  
▽演題 婦人を取りまく法律

### 催しもの

二月八日の内、二十一日間  
▽場所 婦人教育文化会館(山口市)  
▽講習内容 セーター、カーディガンなどの作成  
▽対象者 内職に役立てようとする婦人  
▽定員 二十名  
▽受講料 いずれも無料  
▽申し込み方法 和裁：八月二十七日、棒針：九月十日までに町産業課商工水産係へ。印鑑が必要です。  
9月6日 町長杯少年野球大会(阿中、千拓グラウンド、前九時)  
8日 健康相談(役、前九時半) 育児相談(役、後一時半)

### 選挙人名簿が見られます

町選挙管理委員会では公職選挙法第二十三条の規定による選挙人名簿の縦覧を行います。

これは毎年九月一日現在により、選挙人名簿に登録される資格を有する者を九月二日に選挙人名簿に登録したものを縦覧するものです。縦覧は次のとおりおこないます。

▽縦覧期間 九月三日(木)～九月七日(月)  
▽縦覧場所 町役場総務課

民相談係  
▽縦覧時間 午前八時半～午後五時(土曜日は午前中)

### 警察からお願い

#### 少年の家出や非行を防ごう

警察では九月を「家出少年発見保護活動強化月間」として、少年の家出防止と家出少年の早期発見保護活動を行います。

九月は長い夏休みが終わったあとだけに、休み中の不規則な生活や解放的な気分から抜けきれず、遊びくせがついて

家出をしたり、非行にはいたりする少年が多い月です。家出をした少年の多くは、▽金に困って泥棒をしたり、やけになってシンナー遊びをするなど非行にはいる。▽悪い大人に利用され、いかがわしいバーで働かされたり、売春を強要されるなどの被害にあう。など悲惨な目にあっています。

このため、警察では少年が家出や非行にはしらないよう地域のみなさんの協力を求めています。

▽帰宅時間が不規則になった

り、夜間外出をする。▽うそをつく。急にふざざ込む。落ちつきがなくなる。▽長電話や秘密の電話が多くなる。▽金遣い、言葉づかいが悪くなる。

「家出を防ぐには」

▽一家団らんの機会を多く持ち、何でも話合える家庭づくりに努める。▽しつけは一貫して行い、親は生活の模範を示す。▽スポーツや社会奉仕に積極的に参加させ、社会のルールを身につけさせる。

▽地域・職場

### 60人から36人に

#### 高齢者多数雇用の報奨金制度が改正

社団法人・山口県雇用開発協会では、六十歳以上六十五歳未満の高齢者の雇用の割合が一定以上で、支給の要件に当てはまる事業主に「高齢者多数雇用報奨金」を助成しています。

今回、この制度の改正があり、一年間に雇用している六十歳以上六十五歳未満の雇用の被保険者の数が六十人(月平均五人)から三十六人(月平均三人)に引き下げられました。この改正は今年一月から適用され、支給の申請は来年一月中に同協会へ申し込むことになっています。支給額など詳しいことは同協会事務局(山口市後河原松柄一五〇一)☎山口④六七四九)へお問い合わせを。